

## 甲府市農業委員会 8 月定例総会議事録

1. 日 時 平成 29 年 8 月 30 日（水曜日）午後 2 時 00 分から 3 時 50 分
2. 会 場 甲府市南公民館
3. 出席委員（19 名）  
会長・西名武洋 会長職務代理者・柿嶋 敦  
委 員  
1 番 保坂 敬夫 2 番 福島 昌之 3 番 矢崎 正勝 4 番 米山 夫佐子  
5 番 落合 洋子 6 番 田中 由美 7 番 土屋 三千雄 8 番 長田 孝夫  
9 番 菊島 建 10 番 關野 登 11 番 森 信二 12 番 花形 満寛  
13 番 末木 瑞夫 14 番 土屋 正人 15 番 萩原 爲仁 16 番 小林 雅宗  
17 番 山本 一
4. 欠席委員（0 名）
5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名  
事 務 局 長 青木 進  
農地係 係 長 田中 紀雄  
係 長 佐野 慶一  
主 事 一ノ瀬 匠  
振興係 係 長 岡 正己  
技 師 吉澤 雅貴
6. 議 案  
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について  
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 4 号 農地法第 3 条の規定による競・公売適格証明願について  
議案第 5 号 平成 29 年 9 月告示分農用地利用集積計画について  
議案第 6 号 平成 30 年度甲府市農業行政施策に関する提言書について  
議案第 7 号 平成 29 年度甲府市農業賞候補者の推薦について  
議案第 8 号 甲府市農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

報告案件

- 報告第1号 山梨県農業会議への諮問結果について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規程による許可申請について
- 報告第3号 農地法第3条の規定による許可後の使用貸借権合意解約について
- 報告第4号 農地法第5条の規定による届出について（市街化区域届出）
- 報告第5号 農地法第5条による競・公売適格証明願いについて（市街化区域届出）
- 報告第6号 農用地利用集積計画の解約について

午後2時00分 開会

○事務局（田中係長）

それでは、ただ今から、平成29年度8月定例総会を始めます。

本日の会議は、定数19名中19名が出席し過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立していることをご報告いたします。

総会に先だち、会長より「あいさつ」をいただきます。会長よろしくお願いたします。

○議長（西名会長）挨拶略

体制が変わりまして初めての8月の定例総会でございます。

《以下 挨拶 略》

○事務局（田中係長）

ありがとうございました。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則により、会長が議長を務め会議を進めて参ります。

会長よろしく、お願いたします。

○議長（西名会長）

ただ今から、甲府市農業委員会8月定例総会を、農業委員会等に関する法律並びに甲府市農業委員会総会会議規則により、会議を進めて参ります。

既に、委員におかれましては、事務局で、抽選という席についております。この議席を正式な議席とする事をお諮りします。よろしいでしょうか。

《委員より「異議なし」との声多数あり》

○議長（西名会長）

それでは、異議無しとのことですので、今、着席している席を議席として決定します。尚、次回からは、毎回同じ議席となりますので、よろしくお願いたします。

つぎに、議事録署名人ですが、本会では、従来より慣例として、議席の若い番号

順に 2 名ずつ署名委員をお願いしております。そのような方法でよろしいでしょうか。

《委員より「異議なし」との声多数あり》

○議長（西名会長）

それでは、本日の議事録署名委員ですが、1 番の保坂委員、2 番の福島委員をお願いを致します。

それでは、議事に入ります。

本日は、総会の進行の都合により、議案第 8 号甲府市農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

それでは、市農政課の山本課長補佐より説明をお願いします。

○市農政課（山本課長補佐）

今後、農政の計画作りに、いろいろお諮りしていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

今日は、市農業振興地域整備計画の変更ということで、意見をお願いしたいと思います。

まず、向町の地区計画にかかる案件です。17 筆、15,770 m<sup>2</sup>になります。今回、3 期目で最後となります。

つぎに、中道北小学校に係る案件です。29 筆、11,807 m<sup>2</sup>となっております。

合計 46 筆、27,577 m<sup>2</sup>となっております。以上です

○議長（西名会長）

山本課長補佐より説明が終わりました。委員の皆さんの意見を聞きたいと思います。

《意見なし》

○議長（西名会長）

意見がないようですので、採決をします。

議案第 8 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

○議長（西名会長）

ほぼ全員の挙手をいただきましたので、この案件につきましては、意見書を提出してまいります。

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請ついてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

農地法第 3 条許可申請であります。農地を耕作するための売買や貸借する場合には農地法第 3 条許可が必要となり、議案として審議していただきます。

今月の第3条許可申請は有償移転が1件であり、譲受人は第3条の資格要件を全て満たしております。

議案書1ページの1番をご覧ください。

申請地の所在・地目・面積・譲渡人・譲受人については、議案書記載のとおりです。

桜井交差点から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

譲受人は〇〇〇〇〇〇で主に〇〇〇〇〇〇により営農しているが、〇〇〇〇〇〇を計画していたところ、近隣地域の申請地の〇〇〇〇〇が、売却予定となっていたため、申請地を取得し集積を図りたいとのことです。

譲受人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、取得後は計画面積が〇〇㎡となり、申請地は引続き〇〇〇〇〇〇を行う計画です。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局の説明が終わりました。

つぎに、地元委員より補足の説明をしてください。

この案件は、甲運地区ですので、森委員からお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

この方は、農地を購入して、〇〇〇〇〇〇して農業をしていきたいとのことです。

〇〇〇〇〇〇を防ぐためにもよろしいと思います。

○議長（西名会長）

地元委員より、意欲的に農地を購入して、〇〇〇〇〇〇ということで、地元でも歓迎しているという補足説明がありました。こういうことが増えてくれればよろしいと思います。

皆様からご質問、意見がありましたらお願いします。

《質問、意見なし》

○議長（西名会長）

意見もないようですので、採決します。ご賛成の方は挙手をお願いいたします。

《全員 挙手》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきましたので、議案第1号の案件につきましては、許可書の交付をしてまいりたいと思います。

つづきまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局から説明してください。

○事務局（佐野係長）

農地法第4条は所有者自らが、農地法第5条は所有者以外の者が手続きを行う許可申請であります。市街化区域以外にある農地を農地以外の使用目的に転用する場合に転用許可が必要となり、議案として審議していただきます。また、転用面積







得し〇〇〇〇に転用したいとのことです。

○議長（西名会長）

事務局から説明が終わりました。つぎに地区毎に、地元委員より、補足説明等がありましたら、お願いします。

1番と2番の案件は、甲運地区の森委員をお願いします。

○甲運地区委員（森委員）

この案件については、事務局の説明で問題ありません。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（西名会長）

3番の案件につきましては、山城地区の關野委員、お願いします。

○山城地区委員（關野委員）

この案件につきましては5月の総会時に、5条の競売適格者証明願いとして出たものでした。このときの申請人が今回も申請しております。内容的には事務局の説明のとおりです。3名の隣地の方がおりまして、この方たちの同意も得られております。以上です。

○議長（西名会長）

地元委員より説明が終わりしましたので、質疑に入ります。ご意見のある方は、挙手をしてお願いします。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

意見が無いようですので、採決に入ってよろしいでしょうか。

それでは、議案第3号の内、4番、5番、6番を除いた案件について賛成の方は挙手をしてください。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の挙手をいただきました。議案第3号の内1番と3番の案件につきましては、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。

2番の案件につきましては、1,000㎡未満の案件ですので、許可証の交付をさせていただきます。

それでは、ここで土屋正人委員、土屋三千雄委員、山本一委員の退席をお願いします。

《 土屋正人委員、土屋三千雄委員、山本一委員退席 》

○議長（西名会長）

それでは、残りの4番、5番、6番について審議を行います。

事務局で説明してください。



○議長（西名会長）

地元委員より、説明が終わりました。何か皆さんから、意見ありましたらお願いします。

○萩原爲仁委員

土地の収用法の適応を受けたということですが、こういった事業については、国、県市の公共事業ということで、税的な控除があるのでしょうか。

○議長（西名会長）

事務局で説明をお願いします。

○事務局（佐野係長）

この〇〇〇〇〇については、〇〇〇〇〇に適用されております。土地収用法の認定を受けなくても該当している場合においては、農地法上、第1種農地であっても不許可の例外として認められております。但し土地収用法においては、税務署の認定を受けなければ、控除の対象には、ならないと思います。

○萩原爲仁委員

別の〇〇〇〇〇の開発の時に、適用を受けてなくて、税金の控除を受けてなかったもので、その点について、お聞きしました。

○議長（西名会長）

つい先日、〇〇〇〇〇〇で行なった、〇〇〇〇の移転先が、第1種の農地で、同様に税務署と事前協議で、税控除が行なわれているということですので、この点についてはできると思います。しかし、個人が民間の業者と組んで行なう場合については、難しいと思います。

他にご意見はありますか。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

それでは、意見もないようですので、議案第3号の内の4番、5番、6番の案件につきまして、採決をしたいと思います。ご賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の挙手をいただきました。

この案件につきましては、1,000㎡以上の案件となりますので、許可相当ということで、県農業会議に諮問してまいります。

それでは、両土屋委員、山本委員の着席をお願いします。

《 土屋正人委員、土屋三千雄委員、山本委員 着席 》

○議長（西名会長）

つづきまして、議案第4号 農地法第3条による競売適格証明願について議題とします。事務局で説明してください。

○事務局（佐野係長）

今月は第3条の公売適格証明願が1件ございます。競売や公売の物件で登記地目が農地である場合、参加者は入札に先立って3条の許可の適格者であるという証明を受ける必要があります。今回の願出人は公売地を農地のまま耕作したいという方の3条の資格審査を求めるものです。

議案書5ページの1番、地図は8ページの3条No.1競・公売適格証明願をご覧ください。

競売地の所在・地目・面積・願出人については、議案書記載のとおりです。

県小瀬スポーツ公園補助競技場から〇〇mほど〇〇に位置する農地です。

願出人は、〇〇〇〇〇〇で主に〇〇〇〇〇〇などの〇〇〇〇を営農しているが、近隣地域にあたる公売地を取得し〇〇〇〇〇〇したいとのことです。

願出人の現在の経営面積は〇〇㎡ですが、落札後は計画面積が〇〇㎡となり、〇〇〇〇する計画です。

なお、願出人は経営面積や従事日数など、農地の取得要件は全て満たしております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局の説明が終わりました。

ここで、補足説明ですが、私の担当地区ですので、説明いたします。

この方は、甲府市の農地を購入して、〇〇〇から通って、農業をするということです。以上です。

それでは、質疑に入ります。ご意見がありましたらお願いします。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

意見もないようですので、採決に入ります。

この案件につきまして賛成をいただける方は、挙手をお願いいたします。

《 全員挙手 》

○議長（西名会長）

全員の方の賛成をいただきましたので、議案第4号の案件につきましては、証明書の交付をしてまいります。

つぎに関連がございますので、報告第1号から第5号についての報告を受けたいと思います。

事務局より、説明してください。

○事務局（佐野係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。まず議案書6ページをご覧ください。先月の総会案件のうち、4条及び5条の申請について山梨県農業会議へ諮問をした結果、いずれの案件も許可相当との答申を受けました。

7 ページからは平成 29 年 7 月 21 日から 8 月 20 日までに受理しました相続等の届出や市街化区域における各種の届出を掲載しております。

議案書 7 ページは農地法第 3 条の 3 の届出になりますが、農地法では相続等により所有権を取得した場合、農業委員会に届出することが定められております。

次に議案書 8 ページは農地法第 3 条による使用貸借権を合意解約した場合の報告となります。

次に議案書 9 ページから 11 ページは農地法第 5 条の届出になりますが、農地法では市街化区域の農地を所有者以外が農地以外の使用目的で転用する場合、農業委員会に届出することが定められております。

次に議案書 12 ページは農地法第 5 条の届出に基づく競・公売適格証明願になりますが、市街化区域の農地が競・公売され、入札参加する場合に適格者であることの証明が必要であり、転用目的である計画のため、農地法第 5 条の届出に基づく競・公売適格証明願となっております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在・届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。

○議長（西名会長）

事務局からの説明が終わりました。

報告第 1 号から 5 号について、報告事項であります。何かありましたら、ご発言願います。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

意見もないようです。報告第 1 号から 5 号については、報告事項でありますので、ご了承願います。

○議長（西名会長）

つぎに、議案第 5 号 平成 29 年 9 月告示分農地利用集積計画についてを議題とします。また報告第 6 号については、関連がありますので、併せて、事務局より説明してください。

○事務局（吉澤）

今月の案件は、所有権移転 1 件、新規設定 2 件、再設定 1 件、計 4 件の申出がありました。

議案書は、13 ページからになります。こちらの表は、所有権移転です。

中道南地区からの申出がありまして、合計面積は 999 ㎡です。

1 ページおきまして、15 ページ。こちらの表は、新規設定です。

玉諸・上九一色地区からの申出がありまして、合計面積は 1,992 ㎡です。中段の表を見ますと、平成 29 年度の目標面積 108,400 ㎡に対し、設定面積は 48,206 ㎡と



この案件につきましては、所有権を譲り受ける方は、〇〇から〇〇〇〇に移り住むということで、この土地が気に入り、農業をすると伺っております。

○議長（西名会長）

地元委員より説明が終わりました。

皆さんから、質問がありましたらお願いします。

《 質問なし 》

○議長（西名会長）

質問もありませんので、賛成される方は挙手をお願いします。

《 挙手多数 》

○議長（西名会長）

議案第5号の案件につきましては、賛成多数ですので、決定をしております。

なお、報告第6号につきましては、報告事項でありますので、ご了承願いたいと思います。

つぎに議案第6号「平成30年度甲府市農業行政施策に関する意見書（案）」についてを議題とします。

事務局で説明してください。

○事務局（青木事務局長）

それでは、本題に入る前に、意見書というものは、どんなものか説明します。

農業委員会法では、関係する機関に意見を提出することができるとされておりまして、山梨県と甲府市に意見書を提出してきたところであります。

今回も、山梨県の意見については、山梨県農業会議がとりまとめを行い県に意見をする予定となっております。

甲府市に対する意見につきましては、この総会の場で、内容を確認していただき、問題がなければ、その部分を修正して10月の始めには、甲府市に意見してまいりたいと考えております。

甲府市の場合は来年度の予算を組み立てるのが10月の終わりから、11月上旬となっておりますので、意見について来年度の予算に反映していただき、すぐにでも着手していただくということで、今回まとめていただき、おそくとも10月の始めには、甲府市長宛てにこの意見を提出していくということです。

それでは、意見書の内容について朗読をもって説明します。

《平成30年度甲府市農業行政施策に関する意見書朗読 以下略》

なお、これ以降は、担当の者から説明いたします。

○事務局（中沢主任）

それでは、意見の五項目について朗読させていただきます。

《 意見五項目について朗読 以下略 》

以上であります。

○議長（西名会長）

今、事務局で平成30年度甲府市農業行政施策に関する意見書（案）について説明がありました。

この内容については、事前にブロック会議が開かれて、委員の意見をお伺いし、その意見を取りまとめたものを素案とし運営委員会で議論していただきました。

そして、このように取りまとめております。

主にテーマを五項目に絞り込んだ中で、意見書としております。

皆さんからこの案について、意見がございましたら、お願いします。

○土屋正人委員

笛吹市では、上限10万円の助成制度があり甲府市でも同様な制度を創設してほしいという意見については、南ブロックからでた意見であります。これを是非、具現化してほしいと強くお願いします。私も含めてこの意見を出した最適化推進委員の渡辺委員も意見を述べてよろしいでしょうか。

○議長（西名会長）

それでは渡辺委員、もう少し細かく説明してください。

○渡辺委員（最適化推進委員）

今、土屋委員から補足説明をとということでしたが、私からは、笛吹市の地域再生協議会を4年ほど、嘱託でつとめましたが、笛吹市ではこの助成制度を予算化しましたが、たいへん需要が多く、この制度を利用するためにも、認定農業者になったという方が、多数おります。最高額が10万円で、利用できる方は認定農業者です。

農業機械におきましても軽トラックとかバックホーとか農業以外に使用できるものは認めません。もう一点の条件は、農業機械を新規に購入する場合に笛吹市内の業者からの購入が必要になります。そういった制限がありますが、とても好評で、利用者が多く、予算の補正まで組んで使っていただいております。こういった制度を実施していただければ、認定農業者も増加し、農業も活性化されるのではと思います。

是非、ご検討いただきたい。以上です。

○議長（西名会長）

ありがとうございました。

それでは、補正予算まで組んで、希望者には、すべて10万円の補助がということでもよろしいでしょうか。それから、農業だけに使える機械ということで、土木とか他の業務で使用できないもの、軽トラックやバックホーもだめですね。

この提言書は市長まであげるものですから、数字まで提示することはどうかと思ったのですが、予算を上げるには、具体的に数値がないということで、運営委員会で決したところです。その裏づけもきちんと聞いておかないと市長に強く要請できませんので、ありがたいご意見をいただきました。

○議長（西名会長）

他に意見はいかがですか。

《 意見なし 》

○議長（西名会長）

意見がないようですので、このような内容で、10月上旬を目処に甲府市長に提出しますが、進めてよろしいでしょうか。

《 多数の委員から同意の返事あり 》

○議長（西名会長）

それでは、皆様のご賛成をいただきましたので、意見書（案）を決定させていただきます。よろしくお願いいたします。

また事務局長からも説明がありましたが、各市町村からの意見もまとめまして、県農業会議に提出され、そこでまとめまして、山梨県にも意見書を提出するようになっておりますので、申し上げます。

それでは、議案第7号に入ります。

甲府市農業賞候補者の推薦について、事務局より説明願います。

○事務局（岡係長）

それでは議案第7号 甲府市農業賞候補者の推薦について説明します。

お手元の資料を朗読します。

《 甲府市農業賞候補者資料 朗読 以下略 》

以上です。

○議長（西名会長）

今、事務局から今年度の甲府市農業賞候補者の説明がありました。

このことにつきましても、運営委員会の皆様にお諮りし、全員一致でご賛成をいただいたところであります。

それでは、今年度の甲府市農業賞候補者につきまして、全員で拍手をもってご承認いただきたいと思います。

《 全委員 拍手 》

○議長（西名会長）

それでは、今年度の甲府市農業賞候補者につきましては、〇〇〇〇さんということで、決定したいと思います。

この決定につきましては、甲府市長に決定書を提出いたします

以上で、予定している案件は全て終了しました。

委員の皆さんもご協力に感謝しまして、議長の席を降ろさせていただきます。

ごくろうさまでした。

午後3時50分 閉会

なお、総会終了後事務局から次の事項の事務連絡が行われた。

(1) 9月の行事予定について（庶務、農地係 振興係）

会 長 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩

議事録署名委員 \_\_\_\_\_ ⑩